

後期高齢者医療被保険者の皆様へ

○保険料の納付について

- ・保険料は基本的に年金からの天引きですが、75歳の到達年度や所得によっては納付書でのお支払いとなります。納付書でお支払いの方は、納め忘れを防ぐためにも便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替への変更は役場税務住民課または金融機関で随時受付しております。詳しくは、東通村役場税務住民課（電話0175-27-2111）までお問い合わせください。
- ・保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証（短期被保険者証）が交付されることがあります。
- ・災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、申請等について、東通村役場税務住民課国民健康保険グループまでお早めにご相談ください。

○事故にあったとき（第三者行為による傷病届について）

- ・交通事故及びけんか等、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」を東通村役場税務住民課国民健康保険グループへご提出くださいますようお願いいたします。なお、詳細につきましては、東通村役場税務住民課国民健康保険グループ（電話0175-27-2111）または青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）までお問い合わせください。

国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者の皆様へ

○入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額の変更について

- ・平成30年4月より入院時の食費の負担額（食事代）及び医療療養病床に入院している65歳以上のみなさまの光熱水費（居住費）の負担額が変わります。（下記参照）
 なお、詳細につきましては、東通村役場税務住民課国民健康保険グループ（☎0175-27-2111）または青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）までお問い合わせください。

●平成30年4月からの入院時食事療養費及び療養病床への入院時生活療養費の標準負担額

現在（平成30年3月31日まで）

所得区分	一般病床 ・精神病床等 食費（1食）	療養病床			
		医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方（指定難病の方以外）	
		食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
一般	360円（※1）	生活療養（Ⅰ）460円 生活療養（Ⅱ）420円	370円	360円（※1）	200円（※3）
低所得Ⅱ	210円（※2）	210円	370円	210円（※2）	200円（※3）
低所得Ⅰ	100円	130円	370円	100円	200円（※3）
老齢福祉年金受給者 ・境界層該当者	100円	100円	0円	100円	0円



平成30年4月1日から

所得区分	一般病床 ・精神病床等 食費（1食）	療養病床			
		医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方（指定難病の方以外）	
		食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
一般	460円（※1）	生活療養（Ⅰ）460円 生活療養（Ⅱ）420円	370円	生活療養（Ⅰ）460円（※1） 生活療養（Ⅱ）420円（※1）	370円（※3）
低所得Ⅱ	210円（※2）	210円	370円	210円（※2）	370円（※3）
低所得Ⅰ	100円	130円	370円	100円	370円（※3）
老齢福祉年金受給者 ・境界層該当者	100円	100円	0円	100円	0円

（※1）指定難病の方または平成27年4月1日から継続して精神病床に入院している方は、260円となります。

（※2）申請日より過去12ヶ月の入院日数が91日以上の方は160円となります。

適用を受けるためには市町村窓口での申請が必要です。

申請には入院日数が90日を超えていることが確認できるもの（領収書等）が必要です。

（※3）指定難病の方は0円のまま据え置かれます。